

住宅宿泊事業に係る定期報告

____月分 定期報告内訳書 (住宅宿泊事業法第14条)

※各月分作成してください

日付	宿泊の有無	宿泊者数 (日本)	宿泊者数 (韓国)	宿泊者数 (台湾)	宿泊者数 (香港)	宿泊者数 (中国)	宿泊者数 (タイ)	宿泊者数 (シンガポール)	宿泊者数 (マレーシア)	宿泊者数 (インドネシア)	宿泊者数 (フィリピン)	宿泊者数 (ベトナム)	日付2	宿泊者数 (インド)	宿泊者数 (英国)	宿泊者数 (ドイツ)	宿泊者数 (フランス)	宿泊者数 (イタリア)	宿泊者数 (スペイン)	宿泊者数 (ロシア)	宿泊者数 (米国)	宿泊者数 (カナダ)	宿泊者数 (オーストラリア)	宿泊者数 (その他)	総宿泊者数 (延べ人数)	日付
1日													1日													1日
2日													2日													2日
3日													3日													3日
4日													4日													4日
5日													5日													5日
6日													6日													6日
7日													7日													7日
8日													8日													8日
9日													9日													9日
10日													10日													10日
11日													11日													11日
12日													12日													12日
13日													13日													13日
14日													14日													14日
15日													15日													15日
16日													16日													16日
17日													17日													17日
18日													18日													18日
19日													19日													19日
20日													20日													20日
21日													21日													21日
22日													22日													22日
23日													23日													23日
24日													24日													24日
25日													25日													25日
26日													26日													26日
27日													27日													27日
28日													28日													28日
29日													29日													29日
30日													30日													30日
31日													31日													31日
		総宿泊日数	日		総宿泊者数	人		総宿泊者数 (延べ人数)	人																	

※ 事情により民泊制度運営システムから定期報告ができない方のみご利用ください。
 ※ 毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の15日までにそれぞれの月の前2か月分の報告を必ず行ってください。

・宿泊日数の定義について
 ① 募集した日数ではなく、実際に人を宿泊させた日数で算定してください。
 ② 届出住宅ごとに算定することから複数のグループが同一日に宿泊していたとしても、同一の届出住宅における宿泊であれば、複数日でなく1日と算定します。
 ③ 宿泊料を受けて届出住宅に人を宿泊させた実績があるのであれば、短期間であるかどうか、日付を超えているかどうかは問わず、1日と算定します。

・宿泊者数の定義について
 ① 宿泊者数: 実際に届出住宅に宿泊した宿泊者の総数です。
 ② 延べ宿泊者数: 実際に届出住宅に宿泊した宿泊者について、1日宿泊するごとに1人と算定した数値の合計数。例えば、宿泊者1人が3日宿泊した場合は3人となります。

報告者

届出番号 第 M11

号

商号又は名称
氏名

(法人である場合においては、代表者の氏名)

電話番号
FAX番号

住宅宿泊事業に係る定期報告

【記入例】

8月分 定期報告内訳書 (住宅宿泊事業法第14条)

※各月分作成してください

日付	宿泊の有無	宿泊者数 (日本)	宿泊者数 (韓国)	宿泊者数 (台湾)	宿泊者数 (香港)	宿泊者数 (中国)	宿泊者数 (タイ)	宿泊者数 (シンガポール)	宿泊者数 (マレーシア)	宿泊者数 (インドネシア)	宿泊者数 (フィリピン)	宿泊者数 (ベトナム)	日付2	宿泊者数 (インド)	宿泊者数 (英国)	宿泊者数 (ドイツ)	宿泊者数 (フランス)	宿泊者数 (イタリア)	宿泊者数 (スペイン)	宿泊者数 (ロシア)	宿泊者数 (米国)	宿泊者数 (カナダ)	宿泊者数 (オーストラリア)	宿泊者数 (その他)	総宿泊者数 (延べ人数)	日付
1日													1日													1日
2日													2日													2日
3日													3日													3日
4日	○		2				1						4日													3 4日
5日	○		2				1						5日													3 5日
6日													6日													6日
7日													7日													7日
8日													8日													8日
9日													9日													9日
10日													10日													10日
11日													11日													11日
12日													12日													12日
13日													13日													13日
14日													14日													14日
15日													15日													15日
16日													16日													16日
17日													17日													17日
18日	○		5				1						18日													6 18日
19日													19日													19日
20日													20日													20日
21日													21日													21日
22日													22日													22日
23日													23日													23日
24日	○		3										24日				1	1								5 24日
25日	○												25日				1	1								2 25日
26日	○												26日					1								1 26日
27日													27日													27日
28日													28日													28日
29日													29日													29日
30日	○		2									1	30日													5 30日
31日													31日													31日
			総宿泊日数	7日		総宿泊者数	19人		総宿泊者数 (延べ人数)	25人																

※ 事情により民泊制度運営システムから定期報告ができない方のみご利用ください。
 ※ 毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の15日までにそれぞれの月の前2か月分の報告を必ず行ってください。

- ・宿泊日数の定義について
 ① 募集した日数ではなく、実際に人を宿泊させた日数で算定してください。
 ② 届出住宅ごとに算定することから複数のグループが同一日に宿泊していたとしても、同一の届出住宅における宿泊であれば、複数日でなく1日と算定します。
 ③ 宿泊料を受けて届出住宅に人を宿泊させた実績があるのであれば、短期間であるかどうか、日付を超えているかどうかは問わず、1日と算定します。
- ・宿泊者数の定義について
 ① 宿泊者数: 実際に届出住宅に宿泊した宿泊者の総数です。
 ② 延べ宿泊者数: 実際に届出住宅に宿泊した宿泊者について、1日宿泊するごとに1人と算定した数値の合計数。例えば、宿泊者1人が3日宿泊した場合は3人となります。

報告者

届出番号 第 M11

号

商号又は名称
氏名

(法人である場合においては、代表者の氏名)

電話番号
FAX番号